

令和6年能登半島地震で被災した事業者等への支援策 (資料6)

(経済産業省関連)【合計223億円】

1. 中小企業等の施設・設備復旧支援等

(1) なりわい再建支援事業【200億円】

- 復興に取り組む被災中小企業・小規模事業者等について、施設復旧に係る費用を補助。
 - ①石川県：補助上限15億円、補助率最大3/4（国1/2、県1/4）等
 - ②富山県：補助上限3億円、補助率最大3/4（国1/2、県1/4）等
 - ③福井県・新潟県：補助上限3億円、補助率最大3/4（国3/8、県3/8）等
- 今回の地震に加え、近年の災害でも被害を受けた事業者については、一定の要件の下、一部定額補助（①：上限5億円、②・③：上限1億円）。

(2) 被災商店街等再建支援事業【5.0億円】

- 被災地域の商店街について、アーケード・街路灯等の復旧、集客イベントの開催等賑わいの創出を図るための取組を支援。
[復旧支援] 石川県：補助率3/4（国1/2、県1/4）、富山県・福井県・新潟県：補助率1/2（国1/3、県1/6）
[賑わい創出支援] 石川県：補助上限100万円（下限30万円）、補助率10/10（定額）
富山県・福井県・新潟県：直接被害 補助上限100万円（下限30万円）、補助率10/10（定額）
間接被害 補助上限100万円（下限30万円）、補助率2/3

(3) 仮施設整備支援事業【(独) 中小企業基盤整備機構の事業として実施】

- 被災中小企業が入居する集合型仮施設について、市町村等が行う整備に対して定額で支援。

(4) 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)【既定予算を活用】

- 被災4県の小規模事業者等が行う販路再開のための展示会への出展、新商品開発のための機械設備の購入等に係る費用を補助。
直接被害：補助上限200万円、補助率2/3等 間接被害：補助上限100万円、補助率2/3
- 今回の地震に加え、近年の災害でも被害を受けた事業者については、一定の要件の下、一部定額補助（直接被害に限る）。

(5) 伝統的工芸品産業支援補助金(災害支援枠)【既定予算を活用】

- 伝統的工芸品産業の再生を図るため、事業継続に必要な道具や原材料の確保に必要な費用を補助。補助上限1,000万円、補助率3/4。

2. 中小企業等への金融支援

(1) 日本政策金融公庫の特別貸付(中小事業 貸付上限3億円、利下げ上限1億円)

- 被災4県の被害事業者に対し別枠融資。直接被害事業者に対しては当初3年間、金利を0.9%引下げ。

(2) 災害関係保証(100%保証、保証限度額2.8億円)

- 災害救助法適用地域の直接被害事業者に対し、一般保証・セーフティネット保証と別枠の3階建て保証。

(3) 令和6年能登半島地震災害マル経

- 被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援(貸付限度額1,000万円(別枠)、貸付金利を最大▲0.9%)。

(4) コロナ資本性劣後ローンの金利負担軽減策※

- 日本政策金融公庫等の劣後ローンについて、黒字金利(2.95%)適用事業者も時限的に赤字金利(0.5%)適用。

(5) 民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減※

- 民間ゼロゼロ融資等のリスク時の追加保証料をゼロとする支援。
- コロナ借換保証の利用に必要な経営行動計画書の提出を一定期間猶予。

※ 石川県内の災害救助法適用地域に所在し、直接被害を受けた事業者が対象

(6) 二重債務対策(コロナ借入+事業再建に必要な借入)

- 石川県において、官民ファンドを活用し、既往債務に係る債権買取や出資のためのスキームを検討。

(7) 小規模企業共済特例災害時貸付等

- 災害救助法の適用区域内の事業所が直接被害を受けている共済契約者に対し、貸付利率の無利子化、据置期間の設定や償還期間の延長など貸付条件の緩和。

3. エネルギーインフラ復旧支援

(1) SS(サービスステーション)早期復旧支援【9.5億円】

- 被災したSSの計量機、防火壁、タンク等の設備の補修・入替工事にかかる費用を補助。補助率3/4。

(2) LPガス小売事業者早期復旧支援【9.0億円】

- 被災した石油ガス小売事業者等の充てん機等の設備の補修・入替工事にかかる費用を補助。補助率3/4。

(3) 石油等製品供給施設早期復旧支援【既定予算を活用】

- 油槽所等・石油ガス貯蔵所関連設備の補修・入替工事を補助。補助率1/3。

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します

「なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

・石川県内の事業者

⇒ 15億円、一部5億円まで定額補助※

・富山県・福井県・新潟県内の事業者

⇒ 3億円、一部1億円まで定額補助※

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

・中小企業・小規模事業者

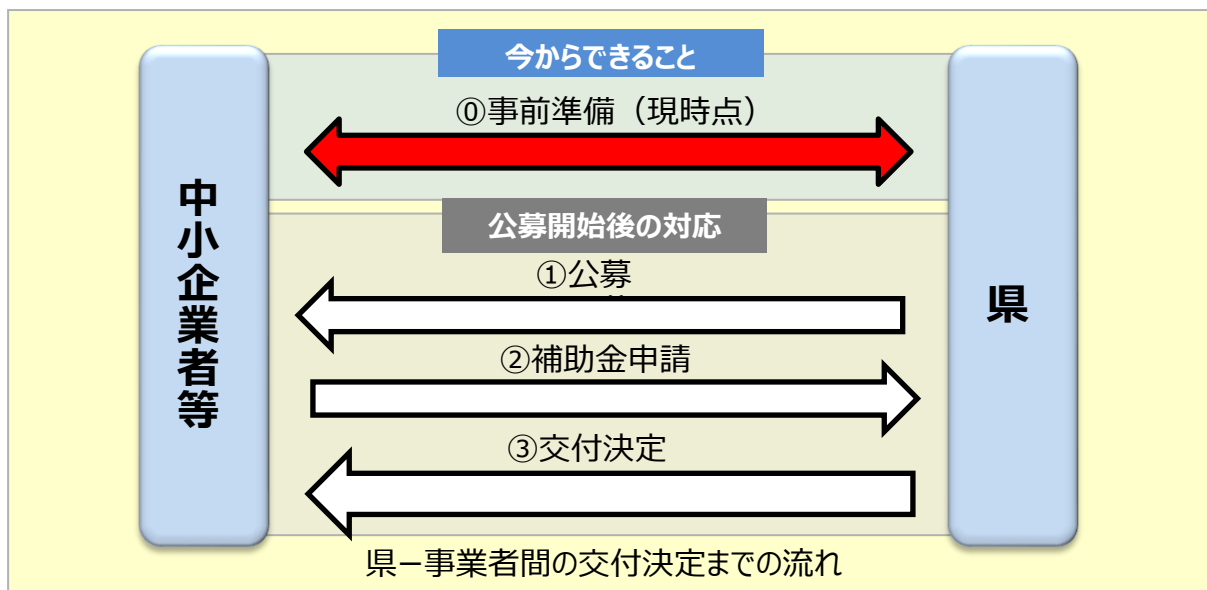
⇒ 3 / 4 以内、一部定額補助

・中堅企業等

⇒ 1 / 2 以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、
交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる
場合には補助金の対象となります。

【事前に準備いただきたい事項】



補助金の申請に備え、以下の書類等の保管・取得を推奨します
(以下の書類があると補助金申請手続きが円滑に進みます)

<公募開始前に復旧工事に着手される方>

※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象
復旧に要した見積書（原則相見積もり）
復旧が完了した方は、契約書、請求書、領収書の保管

<補助金の活用を予定している全ての方>

(1) 発災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管

(2) 罹災（被災）証明書の取得（事業所所在の市町村）

(3) 被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管

例）固定（償却）資産台帳（車両の場合、任意自動車保険証）

※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2 / 3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

公募要領公開：2024年1月25日（木）

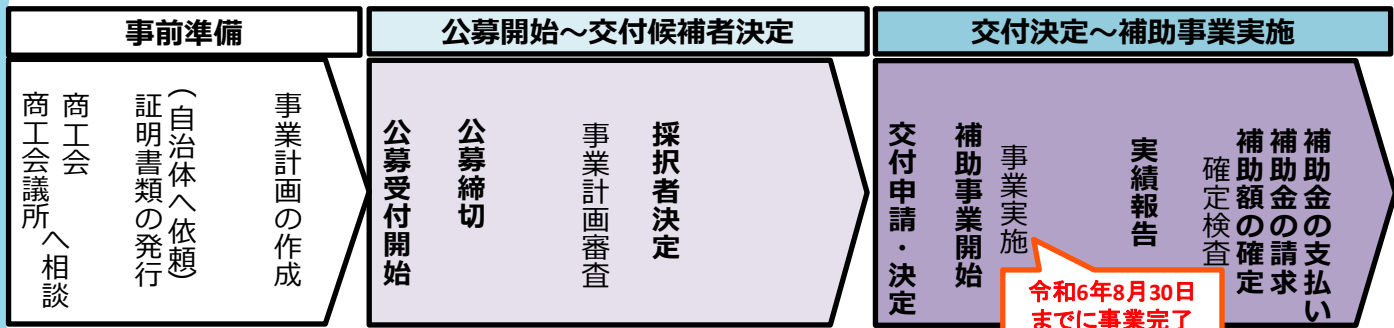
※申請は2月1日（木）より受付開始します。

※1次公募は2月29日（木）に締め切ります。

※1次公募締め切り後、速やかに2次公募を開始します。



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年8月30日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

- 直接被害で申請する場合
⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）
- 間接被害で申請する場合
⇒令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下に該当する事業者
 - ①被災が証明できる事業者
 - ②国等が実施した災害支援策を活用した事業者
 2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している事業者
 3. 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
- （※1）過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。（いずれも自治体が発行するもの）

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った**椅子**や**テーブル**、**厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板を作成**。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方はこちら

補助金事務局電話番号：
03-6635-2021



商工会地区の方はこちら

石川県連 076-268-7300
富山県連 076-441-2716
新潟県連 025-283-1311
福井県連 0776-23-3659

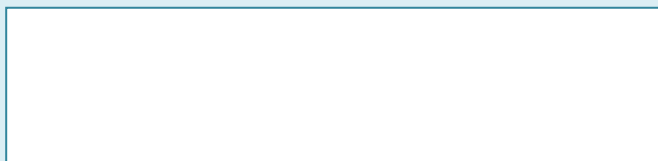
石川県に事業所を有する 資金繰りにお悩みの皆様へ

令和6年能登半島地震 「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」 各種資金繰り支援のご案内

- ✓ 令和6年能登半島地震特別貸付の創設
災害金利より0.9%引き下げる特別措置
- ✓ コロナ資本性劣後ローンの特例措置
黒字の場合でも1年間は0.5%の貸付利率を適用
- ✓ セーフティネット保証4号(融資額100%を保証)
- ✓ 災害関係保証(別枠の限度額で融資額100%を保証)
- ✓ 伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)
利用に必要な計画提出の猶予等
- ✓ ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助
リスケ時に係る追加の保証料を「0」にします。
- ✓ 中小機構等の官民ファンドの活用
債権買取や出資のスキームを検討

※伴走支援型保証(コロナ借換)の適用期限の延長も検討

詳しくは裏面



日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和6年能登半島地震特別貸付

※令和6年1月31日より取扱開始

対象者

- ① 被災4県に事業所を有し、**直接被害**を受けた中小企業者※1,2
- ② ①の事業活動に依存し、**間接被害**を受けた中小企業者
- ③ 今般の地震の影響により、**業況が悪化している**中小企業者※3

※1:原則、罹災証明書等が必要 ※2:停電等による在庫品被害も含む ※3:風評被害等による影響を含む

貸付限度額

- ①及び②の方☞(国民事業)上乗せ6,000万円 (中小事業)3億円
- ③の方☞ (国民事業)別枠4,800万円 (中小事業)7.2億円

貸付利率

- ①の方☞当初3年間は所定の金額※4を限度に、**災害金利**※5▲0.9%
貸付後4年目以降は災害金利▲0.5%
- ②の方☞**災害金利**
- ③の方☞**基準金利**(中小企業者の状況により変動)※6

※4:(国民事業)3,000万円 (中小事業)1億円、所定の金額を上回る場合は災害金利▲0.5%

※5:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業、中小事業ともに)1.20%

※6:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業)2.1%(中小事業)1.20%

貸付期間

設備資金20年以内 運転資金15年以内 (据置期間5年以内)

コロナ資本性劣後ローンの貸付利率の特例措置

※取扱開始時期は、別途お知らせします。

石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、今般の地震で**直接被害**※を受けた事業者を対象に、決算が黒字であっても、その業績に関わらず、**当面1年間は一律0.5%の貸付利率を適用**

※罹災証明書等が必要

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)

信用保証による資金繰り支援

セーフティネット保証4号

制度概要

自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8,000万円))で借入金の100%を保証する制度

対象者

災害救助法の適用を受けた地域等に事業所を有し、直接または間接被害があり、売上等が減少している中小企業者

要件

市町村が発行する認定書(売上高が20%以上減少)

災害関係保証

制度概要

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8,000万円))で借入金の100%を保証する制度

対象者

災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

要件

罹災証明書等

伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)

*利用時の要件に災害関係保証も追加することで事業再建に必要な資金を借入れする際の保証料を0.2%まで引き下げるとともに、石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有する事業については、後日正式な提出が前提で申込時点で記載できる範囲での計画書の提出を可能としています。

ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助

*リスケ時追加保証料をゼロにします。

(お問い合わせ先) お取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にお問い合わせ下さい。



令和5年度当初予算

伝統的工芸品産業支援補助金 (災害復興事業)

令和6年能登半島地震の被害を受けた伝統的工芸品製造者等の事業再開を支援するため、伝統的工芸品製造に必要なとなる窯、ろくろ、道具等の購入・修繕、原材料の確保及び試作・製作に係る経費を補助します。

補助対象者

石川県、富山県、新潟県、福井県にて被災し、生産設備等が当該災害により被害を受けた、

- ①伝統的工芸品を製造する製造事業者
- ②伝統的工芸品の製造事業者等のグループ及び製造協同組合等

補助対象経費

- ①伝統的工芸品の製造を再開するために必要な設備・機器(窯、ろくろ、道具等)などの購入費及び修繕費
- ②伝統的工芸品の製造を再開するために必要な原材料の購入費及び型等の試作・製作費

補助上限額・補助率

1,000万円 (補助率 **3/4** 以内)

公募スケジュール

令和6年2月1日(木)～2月16日(金)

10:00～12:00及び13:00～17:00 /月曜～金曜(土日祝日を除く)

※本補助金では、電子メール、郵送又は補助金申請システム「Jグランツ」のいずれかの方法で申請を受け付けます。

お問合せ先(伝統的工芸品を管轄する経産局へご連絡ください)

新潟県の場合…

関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課地域ブランド展開支援室
TEL:048-600-0332(直) メール:bzl-kanto-densan@meti.go.jp

石川県・富山県の場合…

中部経済産業局 産業部 製造産業課
TEL:052-951-2724(直) メール:bzl-chb-seikatsu@meti.go.jp

福井県の場合…

近畿経済産業局 産業部 製造産業課
TEL:06-6966-6022(直) メール:bzl-kin-densan@meti.go.jp

詳細は公募要領をご覧ください。



(一財)伝統的工芸品産業振興協会による無料相談、申請サポートについては、裏面をご覧ください。

「伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)」に関する 相談、申請サポートサービスのご案内 (一般財団法人 伝統的工芸品振興協会事業)

相談、申請サポートは無料！

- 補助金の概要がわからない。どうやって申請していいのかわからないなどの相談から、応募申請・交付申請等にかかる具体的なサポートをします。
- 事業所等に伺っての対応はもちろんのこと、電話、メール、オンラインでの対応も可能です。

お問合せ先(相談・申請サポートを行う担当者にご連絡ください。なお、ご自身の県の担当に繋がらない場合は他県の担当が対応いたしますので、他県の担当までご連絡ください。)

新潟県の場合…

- きょうもり
●京盛 090-6718-1250 ●野村 090-7812-2468

石川県の場合…

- 山崎 080-3488-5533 ●さいじょう才上 090-4827-2702

富山県の場合…

- 高橋 070-3885-1126 ●磯山 080-5696-8347

福井県の場合…

- 大嶋 090-3234-6092 ●増澤 080-8731-0427

サポートサービス窓口メールアドレス

support@kougei.or.jp

事業実施主体:一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会(担当:丸山)
(電話)03-5785-1001 (内線)4番



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry